

# 12 防犯灯の修繕について

現在設置している防犯灯が、故障（夜になっても明かりが点かない、昼間も点灯している等）している場合、地域コミュニティ課より、業者を手配し修繕を行いますので、ご連絡ください。

その際、下図の「**防犯灯番号**」をお伝えください。



図. 防犯灯番号（例：多喜浜292）



なお、防犯灯に上図のような防犯灯番号が記載されていない場合につきましては、

① **当課で修繕できる場合**

（H26年度以前に設置されたLED防犯灯）

② **各自治会で修繕をお願いする場合**

（H26年度以降に自治会が新設した防犯灯）

がございますので、一度当課へご連絡ください。

問い合わせ先  
地域コミュニティ課 TEL：65-1218